

○貝塚市健康かいつか21計画策定委員会規則

平成29年12月12日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、貝塚市健康かいつか21計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例別表に定める当該担任事務について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者の中から市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域各種団体の代表者
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の執行機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、健康かいつか21計画の策定が終了したときまでとする。

2 委員がその本来の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、委員会の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(一部改正〔令和5年規則12号〕)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第12号改正)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月19日規則第1号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年7月4日規則第25号改正)

この規則は、公布の日から施行する。